

## 教育上必要な機械器具、標本、模型【指導要領第5、3(1)】

1 機械器具		
ビデオ録画システム（カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む）		2式
ビデオモニタシステム（VHS、8ミリ、テレビ）	10人に1台以上	1学級分
携帯用ビデオカメラ（VHS、8ミリ）		各学級1台以上
音声録音再生装置（カセット、CD、MD等）	10人に1台以上	1学級分
オーディオメータ（JIS診断用I型）	10人に1台以上	1学級分
自記オーディオ用レコーダ	20人に1台以上	1学級分
幼児聴力検査装置（COR検査、PS検査等が可能なもの）	20人に1台以上	1学級分
インピーダンスオーディオメータ	20人に1台以上	1学級分
補聴器特性測定装置	20人に1台以上	1学級分
人工内耳マッピングシステム		1台以上
騒音計		20人に1台以上
音響分析装置		1台以上
発音訓練装置		1台以上
呼吸発声機能測定装置		1台以上
オシロスコープ		1台以上
ファンクションジェネレータ		1台以上
パーソナルコンピューター式	20人に1台以上	1学級分
シャーカステン		各学級1台以上
心理検査・言語検査用具（各種）		適当数
補聴器（数種類）		適当数
人工喉頭（電気式、笛式）		各1台以上
コミュニケーションエイド（各種）		適当数
訓練教材（各種）		適当数
発声発語器官検査用具一式（鼻息鏡等）		適当数
2 模型		
人体解剖模型		1台以上
聴覚系解剖模型		1台以上
発声発語・嚥下系解剖模型		1台以上
神経系解剖模型		1台以上